

鳥取県知事選挙および 鳥取県議会議員選挙の 投票日は**4月7日(日)**です



私たちの声を県政に反映させるための
大切な選挙です。
貴重な一票を大切に、
みんなそろって投票しましょう!!

市選挙管理委員会 ☎ 0857-20-3386
FAX 0857-20-3051

投票日・時間

平成31年4月7日(日)
午前7時から午後8時まで
※一部の投票所は午後7時に閉鎖
します。投票所入場券の投票日
時をご確認ください。

投票所の変更

一部の投票所が変更になりま
す。投票所入場券でご確認ください
。

本市で投票できる人

◆平成13年4月8日以前に生まれ
た人
◆平成30年12月28日以前に転入届
し、引き続き鳥取市に居住してい
る人

【鳥取県外に転出した人】

4月6日までに本市から鳥取県
外の市町村に転出した人は投票で
きません。

【鳥取県内に転出した人】

鳥取県内の他の市町村に転出
し、平成30年12月29日以降に転出
先の市町村に転入届を出した人
は、下記の方法で投票ができます。
①県内市町村が発行する「引き続
き県内に住所を有する旨の証明

書」を投票所で提出する

②投票所において引き続き県内に
住所を有することの確認を受け
る(受付で申し出てください)
※②の場合は確認に時間がかかり
ますので、①の証明書をご持参
いただくとう受付がスムーズにな
ります。詳しくは市選挙管理委
員会にお問い合わせください。

投票所入場券は3月30日(土) までにハガキで郵送します

投票所入場券は県議会議員選挙
に合わせて郵送します。
ハガキ一枚に4人分を印刷して
いますので、自分の名前が印刷さ
れている入場券を切り離して投票
所へ持参してください。

なお、入場券が届かない場合や
入場券を紛失された場合なども
も、選挙人名簿に登録されている
人は投票できますので、投票所で
係員に申し出てください。

県知事選挙の期日前投票開始時
には入場券を発送していません
が、入場券がなくても選挙人名簿
に登録されている人は投票できま
す。

代理投票・点字投票がで きます

心身に障がいがあるなどの理由
で自書ができない場合、係員が代
筆(代理投票)します。また、目
が不自由な人は点字による投票も
できます。投票所で係員に申し出
てください。

※代理投票は、係員が投票所内で
選挙人の意思を確認し、選挙人
に代わって投票用紙に記載する
ものです。家族の人などが代理
で記載することはできませんの
でご注意ください。

選挙公報

選挙公報は、県知事選挙と県議
会議員選挙を合わせて4月5日
(金)までに全戸配布する予定で
す。

早めにご覧になりたい人は、市
役所本庁舎・駅南庁舎・各総合支
所・用瀬地区保健センター・鳥取
市福祉文化会館にお越しくださ
い。

※県知事選挙は3月25日(月)、
県議会議員選挙は4月1日(月)
に配置を予定しています。

期日前投票について

投票日に仕事や旅行などの理由
で投票所に行けない人は、期日前
投票ができます。

【期日前投票期間】

県知事選挙 3月22日(金)～4月6日(土)
県議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)

■期日前投票ができる場所と期間

場所	期間	時間	備考
鳥取市福祉文化会館	3月22日(金) ～4月6日(土)	8:30～20:00	3階(3/22～3/29は 県知事選挙のみ)
各総合支所	3月30日(土) ～4月6日(土)	8:30～20:00	用瀬地区は、用瀬地区保健 センター
イオンモール鳥取北	3月30日(土) ～4月6日(土)	10:00～20:00 (最終日は19:00まで)	2階インフォメーション前

病院、老人ホームなどの 不在者投票

3月22日(金)～4月6日(土)
まで期日前投票ができます。ただ
し、県議会議員選挙の投票がで
るのは3月30日(土)からです。
法令の規定により、期日前投票
を行う場合は期日前投票宣誓書の
記入が必要です。入場券の裏面が
期日前投票宣誓書になっています
ので、事前に記入して持参され
ると受付がスムーズになります。

不在者投票

不在者投票施設の指定を受けて
いる病院、老人ホームなどの施設
に入院、入所している人は、その
施設で不在者投票をすることがで
きます。詳しくはそれぞれの施設
にお問い合わせください。

滞在先の他市町村での 不在者投票

出張や旅行などで市外に滞在
(転出者を除く)していて投票所
に行けない場合は、滞在地の選挙
管理委員会へ不在者投票ができま
す(期日前投票と同じ期間)。お
早めに市選挙管理委員会へ投票用
紙などを請求してください。請求
書は市選挙管理委員会にご連絡い

郵便による自宅からの 不在者投票

ただくか、本市公式ホームページ
からダウンロードできます。

次のいずれかの要件に該当する
人は、郵便による不在者投票をす
ることが出来ます。希望される人
は、市選挙管理委員会に申請し郵
便等投票証明書の交付を受けた
後、4月3日(水)までに市選挙
管理委員会に投票用紙等を請求し
てください。

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳
をお持ちで一定の障がいがある
人
- ②介護保険の被保険者証をお持ち
で要介護状態区分が「要介護5」
の人

〈郵便投票の代理記載〉

郵便投票の要件を満たし、次の
いずれかに該当する人は、あらか
じめ市選挙管理委員会に届け出た
人に投票用紙へ代理記載してもら
うことができます。

- ◆身体障害者手帳…上肢または視
覚の障がい1級
- ◆戦傷病者手帳…上肢または視
覚の障がい特別項症から第2
項症まで